

社会融合講座に関する通達

参加資格と参加義務のある新移住者、および参加義務のある既にかなり長期間ドイツに住んでいる外国人向け

市民の皆様へ

滞在許可法により、あなたは社会融合講座に一度参加する権利があるか、あるいはその義務があります。

社会融合講座とは何か

社会融合講座は、600 授業時間の語学講習と 60 授業時間のオリエンテーションから成っています。語学講習は 100 授業時間ずつの段階に分かれており、最初の 300 授業時間が基本語学講習、それに続く 300 授業時間が上級語学講習となっています。

語学講習では、日常生活で話したり書いたりするのに必要な語彙を学びます。それには官庁と関わる場合、隣人や職場の人と話す場合、手紙や記入用紙を書くことが含まれます。

オリエンテーションでは、ドイツでの生活についての情報が伝えられ、この国の法秩序、文化及び近代の歴史が教えられます。

また、女性、子供を持つ親、青少年、あるいは読み書きの不自由な方のためなどの、特別な社会融合講座もあります。この講座は 960 授業時間あります。学習が特別に速い方は、集中講座を受けることができます。これは 430 授業時間しかありません。

どの講座があなたに適しており、どの段階から始めたらよいかは、講座の開催者が、講座開始前にテストをして決めます。

修了テストを受ける

修了テストは、語学テストとオリエンテーションのテストから成り立っています。語学テストで十分なドイツ語の知識を証明し、オリエンテーションのテストに合格すると、社会融合講座に及第したことになり、「社会融合講座修了証」が授与されます。

及第しなかった場合には、到達した成績の証明書だけが渡されます。

修了テストは無料です。

社会融合講座に参加することの利点

ヨーロッパ連合に加盟していない国からやってきた外国人は、ドイツに無期限で滞在するためには、いくつかの条件を満たさなければなりません。その一端として、ドイツ語の十分な知識、ドイツの法や社会秩序、生活に関する基礎知識を持っていないてはならないのです。社会融合講座に合格すると、この条件を満たしたことになります。また場合によっては、普通より早く帰化することができます。

さらに社会融合講座で得たドイツ語の知識により、ドイツでの生活がしやすくなり、労働市場でのチャンスが高まります。

社会融合講座への申し込み

社会融合講座に参加する権利があるか、あるいはそれが義務付けられている場合、外国人局か失業保険 II を担当する役所から、そのための書面による承認書（資格証明書）が渡されます。同時に、あなたの居住地の近くにある社会融合講座の開催者のリストももらえます。

申し込みはできるだけ早く行い、開催者に資格証明書を呈示してください。資格証明書の「参加資格または参加要件は・・・まで有効です」という欄に日付が指定されている場合、この日付までに講座開催者に申し込む必要があります。

講座開催者はあなたに、講座の開始予定日を伝達しなければなりません。申し込み期日より三ヶ月以内に講座が始まるのが望ましいので、この期間内に講座が成立しない場合には、開催者はあなたに連絡しなければなりません。その場合には、もっと長く待つか、別の開催者のところに申し込むかを、自分で決めることができます。後者の場合には、開催者はあなたに資格証明書を返さなければなりません。

規定通りに講座に参加する

社会融合講座の目標を達成するために、講座には規定通りに参加するようにしてください。これは何を意味するかというと、授業に規則正しく参加し、修了テストを受けるとことです。規定通りに講座に参加することは、あなたが交通費を受け取るか、後日に語学講習の授業時間を繰り返したいときにも重要になります。講座に参加したことは、お望みであれば、講座開催者が書面で証明してくれます。

一般に、講座の一部の終了時にのみ、講座開催者を変えることができます。

社会融合講座の費用

講座参加費用として、1 授業時間につき1.20 ユーロを、講座開催者に支払わなければなりません。この参加費用は、講座の100 授業時間というそれぞれの段階が始まる前、及びオリエンテーションの前に支払われなければなりません。授業に欠席した場合、逸した授業の参加費用を開催者が払い戻すことはできません。あなた自身に収入がない場合には、あなたを扶養する義務のある人が、参加費用を払わなければなりません。

連邦移民・難民局は、低収入のために支払いが特に難しい場合には、参加費用の支払いを免除することがあります。参加費用免除は文書により、あなたの居住地を管轄する連邦移民・難民局の地方事務所に申請しなければなりません（住所リスト参照）。

資金的ニーズを証明するもの（相当する証明書のコピー）を添付してください。失業保険 II、社会保険、住宅扶助、奨学金 [BAFöG]、児童手当、亡命希望者支援法に関する手当、保育料免除、テレビ・ラジオ視聴料 (GEZ) 免除、地元のソーシャルチケットなどです。可能なら受講を始める前に申請を行ってください。

失業保険 II を受給し、かつその担当の役所から融合講座に参加することを義務付けられた場合には、自動的に参加費用の支払いが免除されます。この場合には、連邦局の地方事務所に申請を出す必要はありません。

参加費用の返済

2007年12月8日以降に修了テストに合格した場合は、連邦移民・難民局が支払われた参加費用の50%を返済することができます。これはしかし、受講資格証明書の発行と修了テストとの間の期間が2年以内である場合に限られます。返済を受けるためには、連邦移民・難民局の管轄地方事務所に申請しなければなりません。

交通費

管轄事務所から失業保険IIを受給しており、かつ社会融合講座に参加することが義務付けられている場合、必要な交通費が弁済されます。連邦局から参加費用の支払いを免除されている場合には、交通費の補助が支給されます。ただしいずれにしても、この制度の適用を受けるには、講座の所在地が居住地から3キロ以上離れていなければなりません。基本的に、最も近い講座開催者への交通費のみが支給されます。連邦移民・難民局の管轄地方事務所に交通費を申請しなければならないかどうかを判断するには、講座開催者に確認してください。

基本的に交通費は、規定通りに講座に参加した場合にしか支払われません。

追加語学講習を繰り返す

語学テストで十分なドイツ語の知識を証明することができなかった場合、最長300授業時間まで受講を一度繰り返すことができます。これにはしかし、規則的に授業に参加したことが条件となります。

識字能力講座に参加した場合は、語学テストを受ける必要はありません。

授業時間を繰り返したい場合には、連邦局の管轄地方事務所に申請しなければなりません。

参加義務に関する注意

外国人局あるいは失業保険IIを担当する役所から社会融合講座に参加することを義務付けられた場合には、可能な限り早く講座開催者に社会融合講座参加を申し込み、講座に規定通り参加しなければなりません。

これをしないと次のようなことがあります：

- 滞在許可の延長決定に影響を与えることがあります。
- 社会保障を受給している場合、それが削減されることがあります。
- 場合によっては、1授業時間につき1ユーロの社会融合講座参加費用を、開始前に全額まとめて支払うことを、外国人局から要求されることがあります。
- 罰金が科せられることがあります。

規定通りに社会融合講座に参加しないと、講座開催者はそれを外国人局あるいは失業保険II担当の役所に通達しなければなりません。

そのほかに知っておいていただきたいこと

⇒この通達にあげられている申請用紙はすべて、講座開催者、地方入国管理所、あるいは管轄地方事務所で受け取ることができます。用紙はまたインターネットの www.bamf.de にもあります。

申請用紙には、社会融合講座への参加に関する非常に重要な情報が掲載されています。講座開催者が詳細な情報を説明します。

移民相談所及び青少年移民機関が、どのようなサービスをしているかにも注目してください。ここでも申請の手助けをしてくれる上、質問に答え、問題があればその面倒を見て、あなたに合った社会融合講座を探してくれます。最寄りの移民相談所、青少年移民機関の所在地については、地方入国管理所、連邦移民・難民局の管轄地方事務所で聞くか、あるいはインターネットの www.bamf.de で確認することができます。

社会融合講座の受講中には法定傷害保険が適用されないことに注意してください。